

## COVID-19 対策 高等弁務官が人種的・民族的少数者への対応を求める

2020/06/02

### 国連人権高等弁務官事務所

バチレ人権高等弁務官が声明を発した。内容は以下のとおり。ブラジル・フランス・英国・米国などの国でアフリカ系の人々やその他の民族的少数者は、COVID-19 から破壊的影響を受けている。人種的・民族的少数者に対する健康管理・検査の優先、医療へのアクセスの促進、情報提供のために、政府の緊急措置が必要である。現在の格差は、周縁化、差別、医療アクセス、経済的不平等、過密な住居、環境リスクなどの要因のほか、輸送・保健・清掃などの危険性の高い業務の従事者が多いことも原因と思われる。各国政府はこれら格差の現状に焦点を当てるだけでなく、その根本原因にも取り組む必要がある。民族・人種・ジェンダー別のデータの収集・分類・分析を行うべきである。これは、脆弱な医療をもたらす不平等・構造的差別の特定・対処に不可欠である。また、COVID-19 対策を進める際には、人種的・民族的少数者との真剣かつ持続的な協議も不可欠である。

## 条約機関議長がオンライン非公式会議

2020/06/02

### 国連人権高等弁務官事務所

オンラインでの条約機関議長非公式会議(6月2～5日)の開会にあたり、人権高等弁務官が声明を述べた。内容は以下のとおり。COVID-19 危機は多くの困難に加えて、活動方法を再考・拡大するチャンスを我々に与えている。条約機関の各議長には、総合的・革新的なデジタル化の可能性、非常事態下の条約締約国との対話継続の可能性について検討してもらいたい。オンラインでの活動は単に長期的な経費削減策としてではなく、対面の会合を補完する方法として捉えるべきことに全く異論はない。我が事務所は、デジタル化を含め活動の改善方法について調査を行っている。緊急の人権問題に対処し、活動方法を長期的に強化するために、創造的な思考と革新が必要である。特に申立てや緊急行動は、従来から過剰な文書作成という手続面の問題もあり、また多くの活動が公式の会期外で行われており、活動方法を見なす絶好の機会である。

## 人権高等弁務官が条約機関議長会議で声明

2020/06/03

### 国連人権高等弁務官事務所

人権条約機関議長会議でバチエレ人権高等弁務官が声明を述べ、条約機関の見直しに関して以下の指摘を行った。①条約機関強化は既存の枠組みの中で行うべきであり、条約を再検討する必要はない。②国連総会決議 68/268 は、条約機関の利用可能性・予見可能性・制度の一貫性などの条約機関の主な問題に対処しており、直接の参考文書になる。③多くの制度改善措置は条約機関自ら講じることが可能であり、すでに質問事項の調整、簡易報告手続の拡大、締約国との対話の地域開催などが開始されている。④条約機関の利用可能性強化のために、より良いデジタルツールが必要である。COVID-19 パンデミック下での対面の会期中止により、オンラインでの活動の促進方法を見出す必要性が浮き彫りになっている。⑤条約機関委員の選出は能力に基づき透明なプロセスの下で行われなければならない。⑥条約機関は十分な予算とスタッフを必要としている。

## COVID-19 対策 人権高等弁務官がアジア太平洋での表現弾圧に危機感

2020/06/03

国連人権高等弁務官事務所

バチレ人権高等弁務官が声明を発した。内容は以下のとおり。アジア太平洋地域の多くの国で、フェイクニュースやオンライン・メディアを規制する法律が、国民の討論や政策への批判などの発言の抑止、表現の自由の弾圧のために用いられている。複数の国では、COVID-19 パンデミック下で検閲が一層厳しくなり、政府の対応に批判的な人々や、単にパンデミックに関する情報・意見を共有しただけの人々に対して恣意的逮捕や抑留が行われている。バングラデシュ・カンボジア・中国・インド・インドネシア・マレーシア・ミャンマー・ネパール・フィリピン・スリランカ・タイ・ベトナムでは、報道や SNS での異論の表明やデマ情報の拡散を理由に逮捕が行われている。公衆衛生保護のために有害な誤報やデマを制限する必要性は認めるが、検閲となってはならない。政府による誤報拡散の監視は、表現の自由と均衡し保護するものでなければならない。

## 世界環境デーに向けて専門家が声明

2020/06/04

国連人権高等弁務官事務所

6月5日の世界環境デーに向けて、人権と環境に関する特別報告者が声明を公表した。内容は以下のとおり。世界的な COVID-19 パンデミックは、環境悪化が広範な人権に直接・深刻な影響をもたらすことをはっきりと示している。政府は環境災害の根本原因に対処し、現在を公正・持続可能な未来を実現する機会と捉えて、法律・政策・投資において人権に基づいた取組みをすべきである。環境の権利は 156 カ国が法律で規定しており、国連も速やかに認めるべきである。健全な環境に対する権利を必要な変革の中心に据えることによって、不平等への対処、社会の全構成員の保護が促進される。あらゆる人々にとってより良い世界の実現は、循環型で廃棄物が出ない低炭素の経済への移行に対する前例のない規模の投資、生態系回復に関わる多くの雇用の創出、健康・水・衛生インフラの構築、強力・柔軟な社会保護計画の策定、少女・女性の教育・経済活動の機会改善によって可能になる。

## 恣意的抑留に関する作業部会第 87 会期

2020/06/05

国連人権高等弁務官事務所

恣意的抑留に関する作業部会第 87 会期が 4 月 27 日～5 月 1 日に開催された。会期は、COVID-19 パンデミックの中で個別事案を検討・採択するために、例外的にバーチャルで行われ、26 カ国に関わる 35 の意見が採択された。また、2019 年の年次報告書が採択され、2 カ国の報告書が検討された。さらに、2 つの協議結果が公表された。協議結果 10 号は、恣意的に自由が剥奪された被害者への包括的補償について規定している。協議結果 11 号は、公衆衛生の非常事態における自由の恣意的剥奪の防止のためのガイドラインを規定している。作業部会は、恣意的または国際人権基準に合致しない方法による自由の剥奪に関する申立ての調査を行い、解放や補償などの救済方法を勧告する。5 名の委員から成る。彼らはボランティアで活動し、国連スタッフではなく報酬を受けない。いかなる政府・機関からも独立し、個人の資格で委員を務める。

## 福島放射能汚染水の海洋投棄中止を求める共同声明

2020/06/09

国連人権高等弁務官事務所

4名の特別報告者-有害物質の処理、食糧の権利、平和的集会・結社の自由、先住民族の権利を担当-が共同声明を発した。内容は以下のとおり。日本政府に対し、COVID-19危機が収束し、適切な国際的な協議が開催できるようになるまで、福島第一原発の放射能汚染水の海洋投棄に関するいかなる決定も延期するよう求める。日本政府が放射能汚染水海洋投棄の予定を加速しているという報告に接し、深く憂慮している。信頼できる情報源によれば、2020年オリンピックの延期が汚染水処理に関する新たな決定過程を可能にしたという。今後の世代と地球全体に深い影響を与えることになる決定をごまかすために、COVID-19が利用されてはならない。日本政府に対し、汚染水の処理に関する協議のための適切な場と機会を設けるよう求める。また、先住民族の人々の事前のインフォームドコンセントの権利と、そうした同意のための集会・結社の権利を尊重するよう求める。

## COVID-19 対策 健康の権利に関する専門家が声明

2020/06/10

国連人権高等弁務官事務所

健康の権利に関する特別報告者が声明を發した。内容は以下のとおり。COVID-19 対策において政府は、身体・精神の健康の到達可能な最高水準を満たさなければならない。適切な住居、安全な水・衛生、食糧、社会保障、暴力からの保護などの重要な要素が軽視されるのであれば、社会的距離を保つことなどの対策は不十分なものになる。健康の権利の枠組みに基づく義務により、政府は COVID-19 対策の社会的反応を幅広く検討し、公正であるだけでなく、一層効率的・効果的・透明なものにしなければならない。また、健康の権利の枠組みでは、影響を被る全てのコミュニティの参加が不可欠である。ロックダウンによって、通学、必需品の購入、必要な支援サービスの利用が困難になり、ジェンダーに基づく暴力が増加し、保健の不平等が拡大している。また、性・生殖に関するヘルスケア、HIV 患者への抗レトロウイルス薬の投与、予防接種、コミュニティでのケアや支援が妨げられている。

## 人権理事会開催の予定

2020/06/12

### 国連人権高等弁務官事務所

人権理事会第 43 会期が 6 月 15～19 日に開催される。一般討論では、人権機関・制度、普遍的定期審査制度、パレスチナその他のアラブ被占領地、ダーバン宣言・行動計画のフォローアップ・実施、技術的支援・能力構築が取り上げられる。また、コンゴ民主共和国、マリ、ウクライナ、リビア、アフガニスタン、中央アフリカの状況も討議され、18・19 日に決定・決議が行われる予定である。人権理事会第 43 会期は 3 月 13 日に休会になっていたが、その後非公式のバーチャル会議で、4 月 9 日に COVID-19 の世界の人権への影響について人権高等弁務官と討議し、4 月 30 日に COVID-19 における人権手続担当者の活動について特別手続担当者調整委員会の代表と討議を行ってきた。人権理事会は、世界中の人権の促進・保護を強化し、人権侵害状況に対処し勧告を行うものとして 2006 年 3 月に設立された。47 カ国から成り、現在は日本も理事国を務めている。

## 世界高齢者虐待啓発デーに向けて専門家が声明

2020/06/12

国連人権高等弁務官事務所

6月15日の世界高齢者虐待啓発デーに向けて、高齢者の人権に関する独立専門家が声明を公表した。内容は以下のとおり。COVID-19 パンデミックの中で高齢者の死者数が急増するにつれ、高齢者に対する残酷・非人間的な言葉を SNS で目にする。口頭やオンラインでの中傷は人権、心身の健康に深刻な影響を与え、否定的なイメージを増幅し、さらには暴力・虐待・ネグレクトを引き起こす。メディアでの中傷的なコメントは高齢者の尊厳に対する直接的な攻撃である。‘boomer remover(団塊の世代除去)’のハッシュタグが付けられたコロナウイルスに関する投稿や、経済や若い世代を守るために高齢者がウイルスの犠牲になるよう求めるメディアの記事が見受けられるが、これらは明らかに高齢者差別の表れである。政府に対し、高齢者差別的な手法回避の措置を実施・監視するよう求める。また、高齢者は救済・補償のためのアカウントビリティ・メカニズムにアクセスできなければならない。

## 人権理事会第 43 会期再開

2020/06/15

### 国連人権高等弁務官事務所

COVID-19 パンデミックのために 3 月 13 日から休会していた人権理事会第 43 会期が再開した。今日の会合では、人権機関・制度に関する一般討論が行われた。発言者は、パンデミック下での人権理事会とその機関の活動を称賛した。また、条約機関は活動の重複回避のための調整を続けるべきであり、特別手続担当者の活動の一層の体系化・効率化・透明化が必要であると指摘された。一方、人権理事会とその機関は政治化と主権国家への介入をしてはならないことも強調された。さらに、特定の特別手続担当者と政府の異例の交流があり、担当者の出身地域や出身国の法制度に偏りがみられると指摘され、人権理事会と特別手続に対し、普遍性・公平性・非選択性の維持が求められた。会合の冒頭では、現在の人種主義による人権侵害、組織的人種主義、警察の残虐行為、平和的抗議者に対する暴力について、17 日に緊急の討議を行うことが決定された。

## 人権理事会 普遍的定期審査制度、パレスチナに関する一般討論

2020/06/15

### 国連人権高等弁務官事務所

人権理事会の午後の会合では、普遍的定期審査制度に関する一般討論が行われた。発言者は、各国の人権状況を平等な立場で扱う唯一の政府間メカニズムである普遍的定期審査制度を維持する必要があり、同制度は人権分野における選択性・政治化・ダブルスタンダードの除去に寄与しうることを強調した。また、COVID-19 パンデミックは人権の脆弱性と侵害状況を露わにしていると指摘され、こうした状況の中、普遍的定期審査制度に関する各国政府の効果的な行動の確保が肝要であると強調された。続いて、パレスチナとその他のアラブ被占領地の人権状況に関する事務総長と人権高等弁務官の複数の報告書が提示され、この問題に関する一般討論ではパレスチナ・シリア政府代表の他、多くの発言者が意見を述べたものの、イスラエル政府の出席はなかった。この理事会第 43 会期の模様はウェブ中継されている (UN WEB TV)。

## 人権理事会 ウィーン宣言、人種主義に関する一般討論

2020/06/16

### 国連人権高等弁務官事務所

人権理事会の午前の会合では、ウィーン宣言・行動計画に関する一般討論が行われた。発言者は、宣言・行動計画の実施による前進を歓迎すると同時に、ナショナリズム・人種主義の台頭と COVID-19 パンデミックの悪影響に懸念を示し、このことが世界では人権の不可分性・相互依存性の原則が重要であることをあらためて想起させていると述べた。また、ダーバン宣言・行動計画の効果的実施に関する作業部会が報告書を提示し、COVID-19 パンデミックは、移住者・難民・先住民族などの少数者が人種差別の深刻かつ多大な影響を受けていることを世界に再認識させていると述べた。続いて、人種主義・人種差別・外国人排斥・不寛容に関する一般討論が行われた。発言者は、世界中で人種主義的暴力が激化していることを懸念し、現在の黒人差別に対する抗議は、世界中の人々の政府に対する平等な社会の要求、人種主義・外国人排斥その他の差別との闘いの表れであると述べた。

## 人権理事会 人種主義、ダーバン宣言に関する一般討論終了

2020/06/16

### 国連人権高等弁務官事務所

人権理事会は人種主義・人種差別・外国人排斥・不寛容、ダーバン宣言・行動計画の実施に関する一般討論を終了した。会合で発言者は、人種差別とりわけアフリカ系の人々に対する人種差別の撤廃を求め世界の人々特に若者が声を上げている事態を取り上げ、人種主義・外国人排斥との闘いには国際連帯と協力が必要であると強調した。また、最近の事態はダーバン宣言・行動計画の重要性を示しているとし、この宣言・行動計画に関する作業部会の任期延長を求めた。さらに、デマ情報・ヘイトスピーチ・悪質な誤情報の増加とともに、人種差別・イスラム排斥・外国人排斥・民族的憎悪・不寛容が増加していることが指摘された。加えて、COVID-19 パンデミック下での反ユダヤ・ステレオタイプの復活、メディアによる特定集団に対するヘイトスピーチや情報操作の増加、宗教差別やポピュリズムの増加に懸念が示された。

## 人権理事会 人種主義による人権侵害に関する緊急の討議

2020/06/17

### 国連人権高等弁務官事務所

人権理事会では、人種主義による人権侵害、組織的人種主義、警察の残虐行為、平和的抗議者に対する暴力について緊急の討議が行われた。副事務総長は、アフリカ系の人々は今なお貧困と構造的な人種主義に直面しており、このために COVID-19 の最大の被害をも受けていると述べた。人権高等弁務官は、ジョージ・フロイドさん殺害以降、抗議はまさに世界中で起きていると述べ、人権理事会に対し、人種主義・人種差別に関して勧告以上の行動をとるよう求めた。アフリカ連合副議長は、国際社会に対し、人種・民族・宗教に基づくあらゆる形態の差別の完全撤廃を確保するよう求めた。他の特別手続担当者を代表して人種主義に関する特別報告者は、フロイドさんの弟とともに、理事会に対し、米国での法執行における組織的人種主義を調査する国際的な委員会の設置を求めた。この提案はその他の発言者からも支持された。

## 人権理事会 人種主義による人権侵害に関する緊急討議終了

2020/06/18

### 国連人権高等弁務官事務所

人権理事会の午前の会合では、人種主義による人権侵害、組織的人種主義、警察の残虐行為、平和的抗議者に対する暴力に関する緊急の討議が終了した。会合で発言者は、ジョージ・フロイドさんの家族に連帯と深い哀悼の意を示した。そして、欧州がアフリカで周縁化・社会的排除・経済的不平等の存続のために採用した植民地制度が何世代にもわたり社会に被害をもたらしており、植民地主義と奴隷制の結果である組織的人種主義との闘いはこの根本原因への取組みとならなければならないと述べた。ジョージ・フロイドさん殺害、警察による残虐行為、米国警察内の組織的人種差別を扱う調査委員会の設置の提案について、人権理事会に対しその実現が求められた。さらに、世界的な組織的人種主義・警察による残虐行為に関する国際的調査委員会を設置することも求められた。その他、マリとウクライナの人権状況に関する討議が行われた。

## 人権理事会 14 の決議を採択

2020/06/19

### 国連人権高等弁務官事務所

人権理事会では 14 の決議が採択された。その一つは、アフリカ人・アフリカ系の人々に対する警察官による過剰な力の行使に関するものであった。この決議は、アフリカ人・アフリカ系の人々に対する組織的人種主義と国際人権法違反について、特にジョージ・フロイドさんその他のアフリカ人・アフリカ系の人々の殺害事件について、関連する特別手続担当者の支援を得て報告書を作成するよう人権高等弁務官に求めるものであった。その他の決議は、意見・表現の自由、移住者、マイノリティの問題、対外債務、適切な住居に関する各担当者の任期の延長、さらに、出生登録、労働の権利、文化的権利の享受と文化的多様性の尊重の促進、食糧の権利、宗教・信念の自由、精神の健康、ニカラグア、東エルサレムを含むパレスチナ被占領地における国際法違反に関する責任追及と正義の確保に関するものであった。

## 人権理事会 13 の決議を採択

2020/06/22

### 国連人権高等弁務官事務所

人権理事会は午前の会合で 13 の決議を採択した。主な内容は以下のとおり。①一方的強制措置が人権にもたらす悪影響に関して、被害者への補償等に関する調査の継続を特別報告者に要請。②人権の促進・保護に関する地域協定に関して、ワークショップの 2022 年開催を人権高等弁務官に要請。③スポーツとオリンピック理念を通じた人権の促進に関して、第 47 会期で若者の人権促進のためのスポーツとオリンピック理念の利用可能性に関するパネル討議を開催。④人権の促進・保護と「2030 アジェンダ」実施に関して、会期間会合を開催し、報告書の作成を高等弁務官事務所に要請。⑤人権分野における相互利益となる協力の促進に関して、第 46 会期で人権の促進・保護における貧困削減の役割に関する会合を開催。⑥障がい者の権利の啓発に関して、第 46 会期でスポーツへの参加に関する討論を開催。その他、⑦～⑬特別報告者 6 名と南スーダン委員会の任期が延長された。

## 人権理事会 13 の決議を採択

2020/06/22

### 国連人権高等弁務官事務所

人権理事会は午後の会合で 13 の決議を採択した。主な内容は以下のとおり。①リビアに関して、事実調査団の即時設置・派遣を人権高等弁務官に要請。②ジェノサイド防止に関して、ジェノサイド防止の能力強化における協力に関する会合の第 46 会期前の開催と、報告書の第 47 会期提出を人権高等弁務官に要請。③人権理事会の協議グループの活動方法に関して、草案作成のための各国政府・関係者との協議の年内開催を議長に要請。④宗教・信念に基づく不寛容・ステレオタイプ・偏見・差別・暴力扇動・暴力の撲滅に関して、公務員による個人に対する差別禁止のための効果的措置を全ての国に要請し、包括的報告書の第 46 会期提出を人権高等弁務官に要請。この他、⑤～⑧パレスチナとその他アラブ被占領地の人権、⑨ジョージアとの協力の問題が扱われ、⑩～⑬シリア調査委員会、ダーバン宣言・行動計画作業部会、人種主義等、マリの人権状況に関する各専門家の任期が延長された。

## 人権理事会第 43 会期閉幕

2020/06/23

### 国連人権高等弁務官事務所

人権理事会第 43 会期が閉幕した。今会期は 2 月 24 日に始まり、3 日間のハイレベル・セグメントでは 101 名の高官が声明を述べたが、COVID-19 パンデミックのため、3 月 13 日に休会になった。休会中にも、4 月 9 日に世界の人権に与える COVID-19 の影響に関する高等弁務官との非公式討議、4 月 30 日に COVID-19 における特別手続担当者の活動に関する非公式討議が行われた。会期は 6 月 15 日に再開となった。今会期では、人権特に子どもの権利の主流化、北京会議 25 周年に関する 2 つのハイレベル・パネルディスカッションが行われ、14 カ国に関する普遍的定期審査の結果文書が採択された。さらに、高等弁務官の口頭報告、全ての人権の促進・保護、理事会が留意すべき人権状況、人権機関・制度、普遍的定期審査制度、パレスチナその他のアラブ被占領地、ウィーン宣言・行動計画、人種主義・人種差別、技術支援・能力向上に関する 9 つの一般討論等も行われた。

人権理事会第 44 会期 6 月 30 日開幕を決定

2020/06/23

国連人権高等弁務官事務所

人権理事会は第 44 会期を 6 月 30 日に開幕すると決定した。この決定は、すでに調整済の準備内容の変更作業のために 4 日間の開会延期が必要との事務局の提案に基づいたものである。この会合では開会日のみ決定され、第 44 会期の具体的な進め方は、その後の討議に基づいて公表される。会合ではまた、副議長が第 43 会期について総括し、理事会は、COVID-19 パンデミックの対応策として、3 月 13 日から 6 月 15 日までの休会を含め、全ての関係者の福祉・健康保護のための異例の措置を採択したこと、47 の会合を開き、19 名の特別手続担当者・3 つの委員会・専門家チームとの対話、複数の一般討論、14 カ国に関する普遍的定期審査の結果文書の検討・採択等を行ったこと、ハイレベル・セグメントでは 101 名の高官が声明を述べたことに言及した。

## COVID-19 対策 健康の権利に関する専門家が声明

2020/06/23

国連人権高等弁務官事務所

健康の権利に関する特別報告者が声明を發した。内容は以下のとおり。COVID-19 におけるウイルスの拡散、社会的距離や孤立、経済・社会の悪化、失業、DV その他の暴力の増加が精神的苦痛・不安・恐怖を煽り、さらにウイルスの発生源・統計・免疫に関わるデマ・フェイクニュース・陰謀説が事態を悪化させている。学校閉鎖とロックダウンは子どものストレス・不安・精神的健康に特別な影響を与えている。COVID-19 による施設収容者の精神的健康への影響は一層深刻である。閉鎖された環境はウイルスの温床となり、感染の危険性が高く、世界中の施設で感染率や死亡率が高い。精神的健康に関しては、生物医学・病理学・向精神薬に依存する傾向がある。強制措置や過度の生物学的治療を中止し、総合的な精神的健康サービスに方向転換すべきである。政府・国際機関・関係者は、施設への収容を徹底的に削減し、コミュニティでの質の高いケアを目指さなければならない。

## 新技術と平和的抗議の権利に関する人権高等弁務官の声明

2020/06/25

国連人権高等弁務官事務所

人権高等弁務官が声明を公表した。内容は以下のとおり。新技術は平和的抗議の結集・組織化のために利用できるが、抗議者の監視・追跡・権利制限・権利侵害にも利用でき、実際に利用されている。我が事務所が本日公表した報告書は、集会における人権の促進・保護への新技術の影響を検証している。インターネット技術は平和的集会の権利で重要な役割を果たしており、政府はデジタル情報格差を解消し、最大数の人々のインターネットへのアクセスを確保する必要がある。同時に、情報通信技術や集会への介入手段として、ネットワーク・電源の遮断等を行ってはならない。昨年の抗議中に少なくとも 65 件のインターネットの遮断が起きており、経済的影響ももたらされた。顔認証技術は、透明性・データ保護・監視等のセーフガードがないまま平和的集会で用いられてはならない。非致死性武器等の使用においても、厳格な監視、必要性・均衡性の基準の適用が必要である。

## 人権理事会第 44 会期の日程

2020/06/25

### 国連人権高等弁務官事務所

人権理事会第 44 会期が 6 月 30 日～7 月 20 日に開催される。この会期では、幅広い人権問題と懸念される状況に関する報告書が検討され、人権専門家・グループ・メカニズムとの 30 を超える対話が行われる。初日には、議長の挨拶に続き、人権高等弁務官が COVID-19 の人権への影響に関する口頭での説明等が予定されている。討議では子どもの権利、特に健全な環境を通じた子どもの権利の実現、人身取引、教育の権利等が取り上げられる。パネルディスカッションでは、技術協力と能力構築、特に受刑者の人権の維持、気候変動における障がい者の権利の促進・保護、人権の促進・保護に関する最新デジタル技術の影響・機会・課題をテーマに討議が行われる。女性の権利に関する討議では、人道的状況における女性と少女に対するアカウンタビリティ、COVID-19 と女性の権利に重点が置かれる予定である。この他、多くの特別手続担当者の報告書の検討・討議が予定されている。

## 拷問の犠牲者を支援する国際デー

2020/06/26

国連人権高等弁務官事務所

拷問の犠牲者を支援する国際デーに際し、拷問防止小委員会(SPT)と欧州拷問等防止委員会(CPT)の各委員長が共同声明を公表した。内容は以下のとおり。COVID-19 パンデミックとの闘いが続く中、拷問等の禁止の絶対性を強調することがかつてなく重要になっている。隔離され自由を剥奪された人々は、拷問を受けない権利を侵害される可能性が高く、拷問防止機関の役割が重要である。多くの国が抑留施設での過密の削減、外部との接触の維持・改善のために新たな行動をとっていることを歓迎する。こうした取組みは、CPTの「COVID-19において自由を剥奪された人々の扱いの原則に関する声明」(2020年3月20日)とSPTの「COVID-19に関わる各国政府と国内防止機関に対する助言」(4月7日)から着想を得ている。全ての国の当局に対し、こうした措置を緊急事項として講じるよう求める。感染拡大阻止のため追加の措置は、必要がなくなり次第直ちに解除されるべきである。

## 「Global Pride 2020」 人権高等弁務官がビデオメッセージ

2020/06/29

国連人権高等弁務官事務所

6月27日に開催されたイベント「Global Pride 2020」で、人権高等弁務官がビデオメッセージで発言した。内容は以下のとおり。COVID-19 パンデミックは世界中の多くの LGBTI の人々に深刻な影響を与えている。保健分野等で増大する差別、DV や虐待、パンデミック拡大非難のヘイトスピーチに彼らは苦しめられている。パンデミックは不平等を可視化し、不平等が受入れられないものであることを明らかにした。米国だけでなく世界中の何十万もの人々が構造的差別・暴力への反対、平等を主張する行進を続けている。抑圧・不正義に対する全ての運動は、人権のために他者と連帯して立ち上がり、嫌悪・暴力・排除・差別を推進する制度に勇敢に抵抗することであり、今こそ誇り高く立ち上がる時である。人種・ジェンダー・宗教・ビザ・障がいに関わりなく、承認、可視化、正義、そして自分の存在、愛情の対象、自由・完全・安全な生活のために、連帯して声を上げる時である。

## 人権理事会第 44 会期開幕

2020/06/30

### 国連人権高等弁務官事務所

人権理事会第 44 会期が開幕した。開会の挨拶をした議長は、COVID-19 パンデミックにより、今会期では出席者の健康・安全確保のために異例の措置がとられると説明した。人権高等弁務官は COVID-19 の人権への影響について報告し、エピデミックが平和と開発を脅かしていることが明らかになり、人権への懸念は増え続けていると述べた。また、人種的・民族的マイノリティと先住民族特にアフリカ系の人々が COVID-19 により死亡し、中でも子ども・女性・少女・高齢者・障がい者がより一層深刻な社会経済的影響を受けていることがデータで示されていると説明した。続いて、フィリピンの人権状況、ロヒンギャ等のミャンマーのマイノリティの人権状況に関する討議が行われた。また、香港特別行政区行政長官がビデオメッセージで発言し、中国を非難する全ての国が国家安全に関わる法を実施しており、中国だけがそうした法の制定を妨げられる正当な理由はないと述べた。